

育児・介護休業法の改正に伴う政令で定める施行期日（案）

- ◎ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 （略）



（施行期日案）

「令和4年10月1日」とする。

【参考】

- 男性の育児休業取得促進策等について（建議）

2. 必要な措置の具体的内容

2. その他

- 施行までの期間について

・ 円滑な施行を図るため、新制度の創設や育児休業の分割取得等、企業において準備が必要なものについては、十分な準備期間を設けることが適当である。